

平成19年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
2 監査対象 議会事務局

- 3 監査実施期間 平成19年8月16日
4 監査結果報告 平成19年11月5日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)文書管理について 切手受払簿について、金額の記帳による管理は適正に行われていたが、四日市市文書取扱規程の改定以前の様式を使用していたので、新しい様式に改めること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>(2)事務分掌について 四日市市議会事務局処務規程に定められている議会事務局の事務分掌について、総務係の「文書の浄書に関すること」や調査法制係の「官報、県広報及び公報の保管に関すること」があげられている反面、議員活動をサポートする事務局の業務体制に関して表記がされていないため、事務分掌全体の見直しを行い、必要性が低いものについては削除して現状を的確に捉えたものに改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年 2月 5日 事務分掌全体の見直しを行い、必要性が低いものについては削除して現状を的確に捉えたものに改めるよう検討しています。</p> <p>【 措置済 】 平成20年 4月 1日 議会事務局の事務分掌を全面的に検討し、「文書の浄書に関すること」等を削除し、現状に見合うよう平成20年4月1日より改めた。</p>

平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 議会事務局
- 3 監査実施期間 平成19年8月16日
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)備品の管理について 備品台帳に関して、当課の備品については保管場所が複数存在するので、台帳管理上備品の所在を明らかにするため、保管場所の入力を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 3月31日 備品の保管場所について入力を行った。</p>
<p>(2)労務管理の徹底と時間外勤務の削減について 課全体の1人あたり平均時間外勤務数はかなり減少しており削減努力は見られるものの、広報広聴係は年平均で400時間を超えており他の係と比較して多くなっている。については、労働基準法や労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながら徹底に努めるとともに、係間の応援体制や事務分担の適正化に取組み、業務の効率性の面からも引き続き時間外勤務の削減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 5月 2日 広報広聴係の時間外勤務は、平成18年度にシティ・ミーティングの開催、VODによるインターネット配信の開始という新しい取組みが実施され、そのための準備等に時間を要したことが主な要因と考えられる。また、平成17年2月の合併以降、議員数が52名となったことから、定例会における一般質問者数が増え、これにより市議会だよりの作成にも合併前よりも多くの時間を要することになったことも時間外勤務に繋がっていると考えられる。係間の応援体制については、シティ・ミーティングの開催当日(3日間すべて土曜日)は課全体で会場設営、受付等を役割分担して行った。また、市議会だよりにについても、他係でも原稿作成を行い、応援体制をとった。今後も、時間外勤務の削減とともに係間の平準化にも努めたい。</p>
<p>(3)業務棚卸表の指標について 業務棚卸表の成果・活動指標が表記されていないが、業務評価を行うためには、何らかの目標とそれに対する成果の把握が必要である。確かに議会のサポートが主たる業務であるため目標の設定が難しいのは理解できるものの、議員活動のサポートという目的達成のための手段として最適な具体的な取組み項目を再度洗い出し、業務棚卸表全体についてできる限り数値目標の設定ができるように検討を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成20年 5月 2日 議会事務局の任務目的は、議会、議員のサポートであり、すべての項目にわたって活動指標を設定することは難しいと考えるが、業務棚卸表全体の見直しを含めて、活動指標を設定することが可能なものがないか検討したい。</p>

<p>(4)議会の政策形成機能充実のためのサポートについて 議会は市の意思決定を行う議事機関及び執行機関の監視を行う監視機関の機能を担っているが、さらに地方分権の推進に伴い議会の政策立案・発議の機能が求められる時代になってきており、議員の力を最大限に生かすために議会事務局は議会運営だけでなく様々な議員活動に対するサポートを行うことが求められる。そのために議会事務局の対応及び体制についてさらなる充実を図るよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 5月 2日 分権時代における地方議会の発展のため、個々の議員活動を的確にサポートするための仕組みを検討していきたい。また、市民自治基本条例第12条第2項にあるように議会事務局職員も自己研鑽し、更に充実したサポートに努めたい。</p>
<p>(5)市民の意見の議会運営への反映と市民への回答について 市民に開かれた議会の実現を図るために、市民への情報提供に併せて市議会モニターやアンケート等を行い、市政や議会に対する市民からの様々な意見は各議員に伝えられ、その意見を議会運営に反映させるよう努められているが、より市民の信頼を得るために意見の取り上げ結果についても何らかの形で必ず回答を行うよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年 5月 2日 市議会モニターをはじめ市民からの議会運営に関する提言・意見は、その内容を各議員に伝えるとともに、市民に回答を行っている。今後とも市民に開かれた議会の実現のために取り上げた内容について必要なものは議会だより等で周知を図っていきたい。</p>
<p>(6)議会図書室について 地方自治法により設置が義務付けされている議会図書室について、議員の調査研究のための図書室としての機能が十分に備わっているとは言い難い状況である。当市の議会図書室の水準が他市の議会と比較してどうなのか実態を把握するなどし、充実に向けて検討を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成20年 5月 2日 本市議会図書室の水準について、他市議会との比較を行うために調査を実施した。三重県内他市議会と比較した場合、図書購入予算(210万円)、蔵書数(約2600冊)ともにトップであった。特例市では、平均図書購入予算が73万円、平均蔵書数1900冊であった。中核市では、平均図書購入予算が117万円、平均蔵書数3200冊であった。結果として、本市議会は予算的には充実しているものの蔵書数が中核市との比較において少ないというものであった。(古い蔵書を17年度に処分している関係と思われる。)現在、議員が手に取りやすいよう議員ラウンジに書架を設けているが、今後、限られたスペースのなかで更に検討し充実を図っていきたい。</p>
<p>(7)任意団体からの事務局費の扱いについて 日中友好促進三重県市議会議員連盟から会長市の事務局費を雑入で歳入しているが、当連盟は県内の複数の市の議員個人の会費により運営している任意団体である。独立した団体の収入・支出の経理は公金の歳入・歳出とは切り離して明確化すべきであり、議会事務局と当連盟との事務上の関わり方も含めて会計処理のあり方について加入都市全体として検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年 3月31日 平成20年3月31日をもって、日中友好促進三重県市議会議員連盟から脱退した。</p>